

「障害」に係る「がい」の字に対する取扱い(表記を改めている都道府県・指定都市)

表記を改めている都道府県: 12道府県 指定都市: 5市

うち条例(規則)表記を改めている都道府県: 1県(山形県) 指定都市: 2市(新潟市、福岡市)

自治体名	内容
北海道	<p>平成18年2月15日から当分の間、保健福祉部及び各振興局の保健環境部保健福祉室で次のとおり試行的に実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表記の方法: 「障害」「障がい」 2. 表記の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合はひらがな表記とする (2) 法令や固有名詞などの表記は従前どおりとする 3. 組織名・計画等の具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・組織名を「北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課」と表記(平成21年度より) ・第2期北海道障がい福祉計画やパンフレット等についても、次の名称等を除き「障がい者」と表記(平成21年度より) < 表記を変更しないもの > <ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づく制度や施設名等の名称 組織名(本道を除く) 事業等の固有名詞 医学用語など専門用語として漢字が適当な場合
岩手県	<p>県があらたに作成する行政文書等(パンフレット等含む)について、「害」を「がい」にひらがな表記している。(平成20年4月1日より)</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それ以前に作成された行政文書等は変更しない ・条例、規則及び例規において使用する場合は人の状態を表す言葉は適用除外 ・法律名、政令名、省令名、関係団体・関係施設の名称、固有名詞(国の事業・制度名称、医療用語、専門用語等)は適用の対象外 <p>県の組織等の名称及び職名について、「害」を「がい」にひらがな表記している。(平成20年8月1日より)</p> <p>(例): 障がい保健福祉課、岩手県視聴覚障がい者情報センター、障がい保健福祉課総括課長 等</p> <p>障害福祉計画(プラン)、本県主催の大会・行事等の名称についても、平成20年4月1日以降の見直し、開催より適用</p>
山形県	<p>条例、規則、県が作成する文書等の「障害」の記載を「障がい」と表記(平成19年3月16日から)</p> <p>ただし、法令名、固有名詞、人の状態を表すものでないものは対象外</p> <p>組織名を「山形県健康福祉部障がい福祉課」に改編した(平成19年度から)</p>
福島県	<p>組織名を「福島県保健福祉部障がい者支援グループ」に改編した(平成17年度～平成19年度)。</p> <p>組織名を「福島県保健福祉部障がい福祉課」に改編した(平成20年度より)。</p> <p>法令で定められている場合や固有名詞を除き、一般的に使用する場合は、「障がい」と表記している。</p>
岐阜県	<p>H20.4.1～ 県の作成する公文書において、「障害者」を「障がい者」、「障がいのある人」などと表記することを基本とする</p> <p>漢字表記を変更しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例、規則等 ・法令、条例等に規定されている用語、名称等 ・団体、機関等の固有名詞
三重県	<p>平成19年6月7日から表記を改めた(三重県庁ホームページに改正内容を登載)</p> <p>各室が作成する啓発資料(パンフレット資料、ホームページ、文書等)などは、法令や固有名称を除き、ひらがな表記にする</p> <p>既に作成済みの資料は、変更しない</p> <p>法令、条例等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合には、そのまま漢字表記とする</p>

自治体名	内 容
大阪府	<p>取り扱いの原則：「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合、「害」の漢字をひらがな表記とする。 ただし、次に掲げる場合は、引き続き「障害」を漢字で表記する。 ・法令、条例、規則等の例規文書（但し、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とする。） ・団体名などの固有名詞 ・医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合 ・他の文書や法令等を引用する場合 ・その他漢字使用が適切と認められる場合 対象の文書等：原則として、平成20年4月以降、新たに作成・発出及び改定する文書等（但し、法令、条例、規則、訓令等の例規文書は除く。）</p>
鳥取県	<p>県が新たに作成・発出する公文書、住民等に対する啓発資料、会議資料、説明資料などについて、「障害」の表記を「障がい」に改める（平成21年11月28日から） ただし、法律名、条例名、法律等で使用されている用語、固有名詞などは適用除外 県の組織の名称について、「害」を「がい」にひらがな表記している（平成22年4月1日から）</p>
島根県	<p>組織名を「島根県健康福祉部障がい福祉課」に改編した（平成22年度から）。 県が作成する公文書、啓発資料等については、法令等に規定されているものや団体・個人等の固有名詞等を除き「障がい」と表記することとしている。</p>
熊本県	<p>「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記する。 （ただし、法令等により定義されている固有名詞として使用する場合は、医学用語・学術用語等の専門用語として使用する場合は従前どおり） 平成20年1月21日より改めた。</p>
大分県	<p>法令名、団体名等の固有名詞を除き、「障がい者」と表記（平成18年2月より） 事業名には障害者を使用せず「障がい者」としている</p>
宮崎県	<p>以下に掲げる場合を除き、障害の「害」の字を平仮名表記に改めた（平成19年3月以降） ・法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語 例：障害者基本法、身体障害者手帳、障害者計画 など ・組織、関係団体、関係施設の名称 例：障害福祉課、宮崎県聴覚障害者協会、身体障害者相談センター など ・その他平仮名交じりの表記が適当でないと判断した場合</p>
札幌市	<p>公用文等における「障害者」の表記を「障がいのある人」「障がい者」などに変更（平成15年7月より） なお、「障害者」の語句を含む法令の名称及び固有名詞等は、従来どおり 組織名を「札幌市保健福祉局障がい福祉課」に名称変更した（平成16年度より）</p>
新潟市	<p>「障がい者計画」、「障がい福祉計画」を仮名表記で策定（平成18年度） 広報紙やパンフレットなどの刊行物で「障がい」と表記（平成19年度より） 組織名を「健康福祉部障がい福祉課」、「区役所健康福祉課障がい福祉係」、「身体障がい者更生相談所」に改編した（平成19年度より） 条例・規則について、法律用語・固有名詞などを除き、全市的に「障がい」と表記（平成19年度より）</p>
浜松市	<p>平成19年度より、障害福祉サービスの市民向け案内冊子「障害福祉のしおり」や同年度策定の浜松市障害者計画において、原則として「障害」の語が人を修飾する形で、一般的な語句として使われる場合は、「害」の文字を平仮名に置き換え、「障がい」として表記することとした 例：「障害者」「障がいのある人(方)」</p>
岡山市	<p>「害」の字の表記について広く意見を求めるために、平成19年度策定の「岡山市障がい者プラン」については「障害」を「障がい」と試験的に表記した。</p>
福岡市	<p>平成17年1月 各課のパンフレット等の表記を「障がい」に改める 平成17年3月 「福岡市保健福祉局障がい者部障がい保健福祉課」に改編 平成17年6月 議会において条例関係の表記を一括改正 平成17年9月 規則関係の表記を一括改正</p>